	P ＝ {103.00 ×（w － v）－ 3.35} ＋（15.50 × w － 9.97） {103.00 ×（w － v）－ 3.35} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（15.50 × w － 9.97）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。 算式Ⅶの符号 ［略］ w　令和２年10月１日現在における若年者就業率 Q　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。） 算式Ⅷ Q ＝ {71.94 ×（y － x）－ 10.88} ＋（13.91 × y － 10.83） {71.94 ×（y － x）－ 10.88} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（13.91 × y － 10.83）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。 算式Ⅷの符号 ［略］ y　令和２年10月１日現在における女性就業率 α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500を超える場合は1.500とし、1.000に満たない場合は1.000とする。）。ただし、令和元年度から令和３年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.50以上となる場合は1.000とする。 ［略］
市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.261 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O及び0.1 × Pに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数

	P ＝ {126.00 ×（w － v）－ 0.71} ＋（15.50 × w － 9.52） {126.00 ×（w － v）－ 0.71} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（15.50 × w － 9.52）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。 算式Ⅶの符号 ［同左］ w　平成27年10月１日現在における若年者就業率 Q　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数が３を超える場合は３とする。） 算式Ⅷ Q ＝ {94.34 ×（y － x）－ 9.54} ＋（13.91 × y － 10.09） {94.34 ×（y － x）－ 9.54} に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合は３とし、１に満たない場合は１とし、（13.91 × y － 10.09）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。 算式Ⅷの符号 ［同左］ y　平成27年10月１日現在における女性就業率 α　次の算式Ⅸによつて算定した率（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、1.500を超える場合は1.500とし、1.000に満たない場合は1.000とする。）。ただし、平成30年度から令和２年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が0.52以上となる場合は1.000とする。 ［同左］
市町村	算式 （0.25 × J ＋ 0.1 × K ＋ 0.1 × L ＋ 0.1 × M ＋ 0.25 × N ＋ 0.1 × O ＋ 0.1 × P）× α × 0.261 0.25 × J、0.1 × K、0.1 × L、0.1 × M、0.25 × N、0.1 × O及び0.1 × Pに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 J　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数